＊労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（抜粋）

（昭和四一・七・二一 法 一三二）

題名改正 平成三〇法七一（旧・雇用対策法）
最終改正 令和四法六八

第一章 総則（抄）

（目的）
第一条① この法律は、国が、少子高齢化による人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して、労働に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に発揮され、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実並びに労働生産性の向上を促進して、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るとともに、経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資することを目的とする。
② この法律の運用に当たつては、労働者の職業選択の自由及び事業主の雇用の管理についての自主性を尊重しなければならず、また、職業能力の開発及び向上を図り、職業を通じて自立しようとする労働者の意欲を高め、かつ、労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するように努めなければならない。

（募集及び採用における年齢にかかわりない均等な機会の確保）
第九条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわりなく均等な機会を与えなければならない。

第六章 事業主による再就職の援助を促進するための措置等（抄）

（再就職援助計画の作成等）
第二四条① 事業主は、その実施に伴い一の事業所において相当数の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等であつて厚生労働省令で定めるものを行おうとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該離職を余儀なくされる労働者の再就職の援助のための措置に関する計画（以下「再就職援助計画」という。）を作成しなければな
② 事業主は、前項の規定により再就職援助計
たつては、当該再就職援助計画に係る
数で組織する労働組合がある場合に
労働者の過半数で組織する労働
者の過半数を代表する者の意
再就職援助計画を変更しよ
③―⑤ （略）
（大量の雇用変動の届
第二七条① 事業主は、
規模の縮小その他の
発生することをいう
該当するもの（以下
については、当該
ところにより、当
事項を厚生労働大
②③ （略）

第八章 外国
等の措置

（外国人雇用状況の
第二八条① 事業主は、
雇用する外国人が離職
ころにより、その者の氏
定法第二条の二第一項に規
て同じ。）、在留期間（同条第
その他厚生労働省令で定める事
厚生労働大臣に届け出なければな
②―④ （略）

第九章 職場における優越的な関係を背景言動に起因する問題に関して事業主の講ずべき措置等（抄）

（雇用管理上の措置等）
第三〇条の二① 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
労働者が前項の相談を行つたこと又は事業主によ
協力した際に事実を述べたことを理由と
雇その他不利益な取扱いをしては
づき事業主が講ずべき措
図るために必要な指
を定めるものとす
条第一項に
動に起因す
う。）に対
広報活
ならな
者の関
対する
な配慮
努めなけ
の役員）
深め、労働
ればならな
解を深め、他の
もに、事業主の講
努めなければならな

○生活保護法（抄）

（昭和二五・五・四 法 一四四）

施行 昭和二五・五・四（附則）
適用（附則参照）
最終改正 令和四法七六

目次
第一章 総則（一条―六条）
第二章 保護の原則（七条―一〇条）
第三章 保護の種類及び範囲（一一条―一八条）
第四章 保護の機関及び実施（一九条―二九条の二）
第五章 保護の方法（三〇条―三七条の二）（抄）
第六章 保護施設（三八条―四八条）（抄）
第七章 医療機関、介護機関及び助産機関（四九条―五五条の三）（略）
第八章 就労自立給付金及び進学準備給付金（五五条の四―五五条の六）
第九章 被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業（五五条の七―五五条の九）
第十章 被保護者の権利及び義務（五六条―六三条）
第十一章 不服申立て（六四条―六九条）（略）
第十二章 費用（七〇条―八〇条）（抄）
第十三章 雑則（八〇条の二―八七条）（抄）

第一章 総則

（この法律の目的）
第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
（無差別平等）
第二条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。
（最低生活）
第三条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。
（保護の補足性）
第四条① 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
② 民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
③ 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。
（この法律の解釈及び運用）
第五条 前四条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。
（用語の定義）
第六条① この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。
② この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。
③ この法律において「保護金品」とは、保護として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいう。
④ この法律において「金銭給付」とは、金銭の給与又は貸与によつて、保護を行うことをいう。
⑤ この法律において「現物給付」とは、物品の給与又は貸与、医療の給付、役務の提供その他金銭給付以外の方法で保護を行うことをいう。

第二章 保護の原則

（申請保護の原則）
第七条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。
（基準及び程度の原則）
第八条① 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。
② 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。
（必要即応の原則）
第九条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。
（世帯単位の原則）
第一〇条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

第三章 保護の種類及び範囲

（種類）
第一一条① 保護の種類は、次のとおりとする。
一 生活扶助
二 教育扶助
三 住宅扶助
四 医療扶助
五 介護扶助
六 出産扶助
七 生業扶助
八 葬祭扶助
② 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。
（生活扶助）
第一二条 生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。
一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの
二 移送
（教育扶助）
第一三条 教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。
一 義務教育に伴つて必要な教科書その他の学用品
二 義務教育に伴つて必要な通学用品
三 学校給食その他義務教育に伴つて必要なもの
（住宅扶助）
第一四条 住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。
一 住居
二 補修その他住宅の維持のために必要なもの
（医療扶助）
第一五条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持するこ

改正で法令名が変わっても
同じ法令であることがわかります
以前の法令名もわかる